

## 42 畜産・酪農経営安定対策

【〔所要額〕 1 7 3, 8 7 1 (1 6 7, 0 2 4) 百万円】

### 対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲あるすべての生産者が将来にわたって経営を継続し、その発展に取り組むことができる環境を整備します。

### <背景／課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、平成22年度から23年度に、畜種ごとの特性に応じた見直しや新たな支援の導入を行いました。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

### 政策目標

- 生乳の生産量：795万t（平成20年度）→800万t（平成32年度）
  - 牛肉の生産量：52万t（平成20年度）→52万t（平成32年度）
  - 豚肉の生産量：126万t（平成20年度）→126万t（平成32年度）
  - 鶏卵の生産量：255万t（平成20年度）→245万t（平成32年度）
- ※新たな食料・農業・農村基本計画において、需要に応じた生産数量目標を設定

### <主な内容>

#### 1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳及びチーズ向け生乳を対象に助成金等を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行います。

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付面積を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い取組を実践する場合に奨励金を交付します。

|                                                                    |                                   |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 加工原料乳生産者補給金                                                        | 〔所要額〕 2 2, 1 3 5 (2 2, 1 3 5) 百万円 |
| チーズ向け生乳供給安定対策事業*                                                   | 8, 7 6 7 (8, 7 6 8) 百万円           |
| * 生乳の需給状況に応じて、生乳生産者団体が自ら需給安定を図るために乳製品の製造を行う場合の支援を、チーズ対策のメニューとして追加。 |                                   |
| 加工原料乳等生産者経営安定対策事業〔基金規模〕                                            | 6, 0 0 0 (6, 0 0 0) 百万円           |
| 酪農環境負荷軽減支援事業                                                       | 6, 2 2 9 (6, 3 4 7) 百万円           |
| 補助率：定額、3／4以内、1／2以内                                                 |                                   |
| 事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体、生乳生産者等                               |                                   |

#### 2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3／4を交付します。

|                                     |                                   |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 肉用子牛生産者補給金                          | 〔所要額〕 2 1, 2 9 0 (2 3, 0 1 6) 百万円 |
| 肉用牛繁殖経営支援事業                         | 〔所要額〕 1 3, 3 1 2 (1 4, 2 2 6) 百万円 |
| 補助率：定額、3／4以内                        |                                   |
| 事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体 |                                   |

### 3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肥育牛1頭当たりの粗収益（全国平均）が生産費（全国平均）を下回った場合に、差額の8割を補填金として交付します。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業〔所要額〕 86,942(77,280)百万円  
補助率：3/4以内、定額  
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

### 4. 養豚経営安定のための支援

豚枝肉の全国平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業〔所要額〕 9,966(10,007)百万円  
補助率：1/2以内、定額  
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、肉豚生産者

### 5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割以内を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,189(5,189)百万円  
補助率：定額、1/4以内  
事業実施主体：民間団体

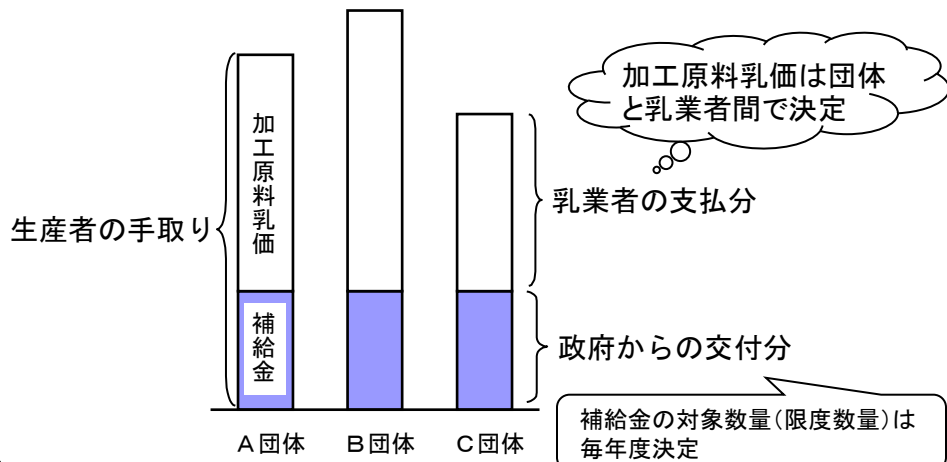
お問い合わせ先：

1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987(直))  
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989(直))  
3、4の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-5979(直))

# 酪農関係の経営安定対策について

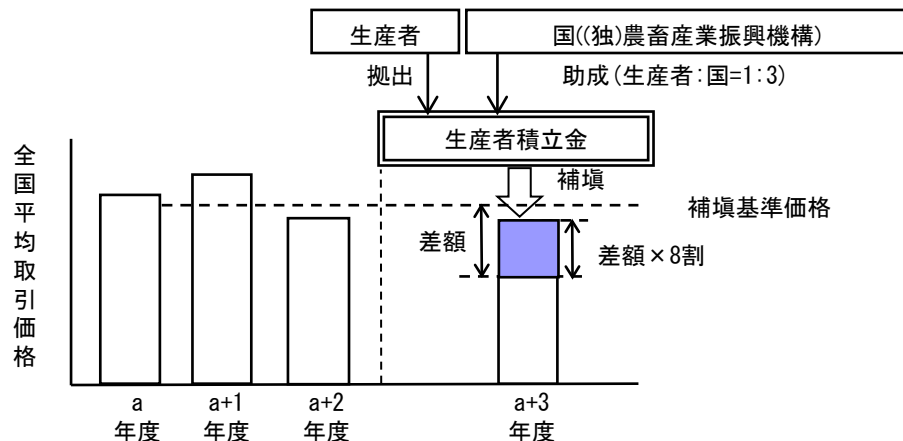
## 加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳の生産者に補給金を交付。



## 加工原料乳等生産者経営安定対策

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

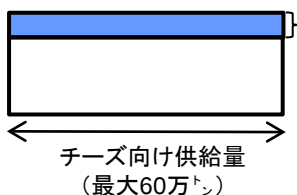


## チーズ向け生乳供給安定対策事業

### チーズ向け生乳供給安定対策

中長期的な需要創出の観点から、チーズ向け生乳供給量に応じ一律の助成金を交付

助成金(14.6円/kg)

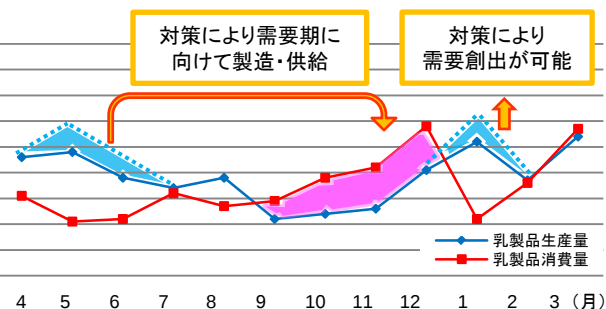


※ チーズ対策に全量(60万トン)使うことも可能

### 生産者需給調整機能強化対策

年度内の短期的需給の安定と国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望にも応えるため、生産者団体自らが乳製品を製造し適時に放出する取組や、不要期の乳製品需要を創出する取組を支援

製造費の1/2を補助(最大6万トン)



## 酪農環境負荷軽減支援

家畜排せつ物の適正還元に必要な飼料作付面積を確保する酪農経営が、環境負荷軽減効果の高い取組を実践する場合に奨励金を交付。

- 事業対象:環境負荷軽減効果の高い取組を15ポイント以上実践した酪農経営

### 【取組の例】

#### ○ 5ポイントの取組

- ・堆肥の適正還元の実施
- ・放牧の実施
- ・景観作物の導入 等

#### ○ 10ポイントの取組

- ・無化学栽培又は無農薬栽培の実施
- ・リビングマルチ、生分解性資材によるマルチの導入 等

- 参加要件:飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- 奨励金交付額:飼料作付面積1haあたり15千円

# 肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

## 肉用牛経営対策

### 肉用牛繁殖経営対策

(円/頭)  
↑

38万円(黒毛)

発動基準

#### 肉用牛繁殖経営支援事業

肉用子牛の全国平均売買価格(四半期ごとに設定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

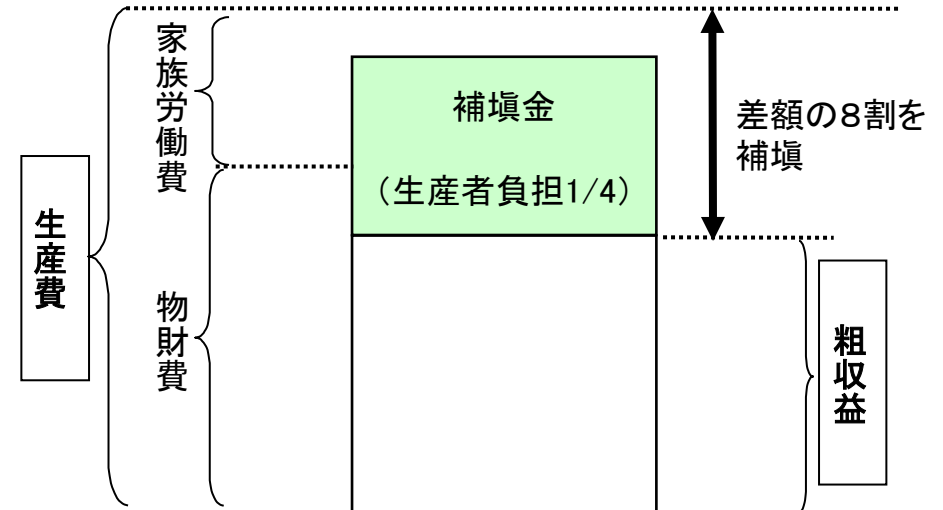
31万円(黒毛)

保証基準価格

#### 肉用子牛生産者補給金制度

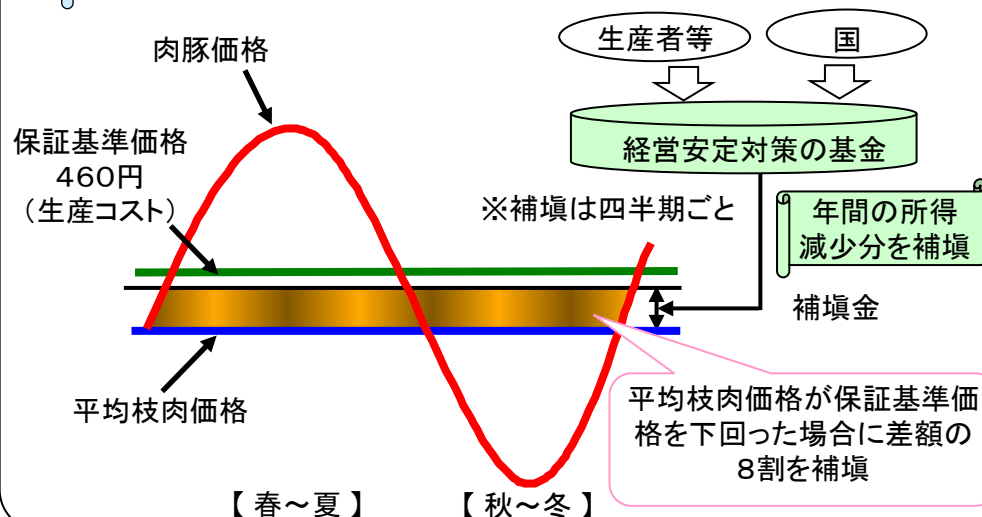
肉用子牛の全国平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

### 肉用牛肥育経営安定特別対策事業



【収益性が極めて悪い場合】

### 養豚経営安定対策事業



### 鶏卵生産者経営安定対策事業

